

○農林水産省
国土交通省 令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

農林水産大臣 林 芳正

国土交通大臣 太田 昭宏

漁船特殊規程の一部を改正する省令

漁船特殊規程（昭和九年逋信省農林省令）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六中「第九十六条の三第二項及び第三項」を「第九十六条の三第三項及び第四項」に改める。

第五十一条の十二の見出しを「（消防員装具等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により消防員装具を備え付ける漁船には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された総トン数千トン以上の一般漁船については、この省令による改正後の漁船特殊規程第五十一条の十二第二項の規定にかかわらず、当該一般漁船について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。